

経済労働局指名業者選定委員会運営規程

(趣旨)

第1条 経済労働局指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営については経済労働局指名業者選定委員会設置要綱に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審査の範囲)

第2条 委託等の契約に関する事務を執行しようとする課長（以下「主管課長」という。）は、財政局資産管理部契約課に契約締結を依頼するもの及び複数年度の債務負担行為による契約締結済みのものを除き、次の各号に掲げるものについては、委員会に諮るものとする。ただし、事業方針・事業計画等（策定にあたって市長の決裁を受けたもの又は政策調整会議で承認を受けたものに限る。）で契約の対象・事業者等が定められており契約の相手方の選定にあたって裁量の余地のないものについては、必要事項を記載した報告書を提出することで委員会への付議に代えることができる。

- (1) 委託契約で、予定金額が1件1,000,001円以上のもの（指名競争入札、随意契約）及び1,000,000円以下の特命随意契約
- (2) 賃貸借契約で、予定金額が1件800,001円以上のもの（指名競争入札、随意契約）及び800,000円以下の特命随意契約（再リース契約に係るものを除く）
- (3) 前号の賃貸借契約に係る機種（情報システムに係るものを除く。）の選定及び仕様の検討を行うもの
- (4) 特定調達契約に該当するもの（指名競争入札、随意契約）
- (5) その他委員会に諮ることが適当なもの

(会議)

第3条 委員会は、原則として毎月1回委員長が定める日に開催する。

(手続)

第4条 主管課長は、委員会の5日前（週休日及び休日を除く。）の日までに指名業者選定依頼（通知）書（第1号様式）、指名業者選定委員会会議資料（第2号様式）、プロポーザル方式で事業者を選定する場合はプロポーザル方式（指名型・公募型）チェックシート（第5号様式）、指名競争入札で事業者を選定する場合は指名競争入札チェックシート（第6号様式）及び仕様書その他の関係資料を産業政策部庶務課長あて提出するものとする。

ただし、第2条ただし書にある報告は、件名、契約者名、設計金額、事業方針等の名称及び理由等を記載した書面により行うものとする。

2 産業政策部庶務課長は、委員会終了後その結果を指名業者選定依頼（通知）書（第1号様式）により主管課長あて通知するものとする。

(持回り議決)

第5条 緊急を要するものについては、持回り議決書(第1指名業者選定委員会に付議する案件は第3号様式・第2指名業者選定委員会に付議する案件は第4号様式)により議決することができる。

2 持回りによる議決は、全委員によるものとし、過半数の委員の賛成により成立するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年5月1日から施行する。

(経済局指名業者選定委員会運用規程の廃止)

2 経済局指名業者選定委員会運用規程(平成5年5月24日経済局長専決)は、廃止する。

(施行期日)

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。